

○国立大学法人宮崎大学情報公開に関する開示・不開示の基準

平成16年4月1日
学長決定

改正 平成25年2月28日 平成28年8月2日
平成29年5月30日 令和5年3月7日

国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）に対し法人文書の開示請求があったときは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「法」という。）第5条の規定により、開示請求に係る法人文書に次のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対して当該法人文書を開示する。

1 個人情報（法第5条第1号及び第1号の2）

(1) 法第5条第1号関係

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

【不開示と考えられるものの具体例】

- 例1) 職員・学生の自宅住所・電話番号等
- 例2) 人事選考関係資料（氏名・履歴等）
- 例3) 健康診断・カウンセリングの記録
- 例4) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- 例5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、定期試験の答案、レポート、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- 例6) 入学試験等の成績、答案及び合否判定資料
- 例7) 学生指導関係文書
- 例8) 反省文
- 例9) 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ等）
- 例10) 公表前の卒業論文、修士論文、博士論文

ただし、次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

【開示と考えられるものの具体例】

- 例1) 研究者総覧
- 例2) 叙勲・褒章受章者名簿
- 例3) 一般に販売されている職員録等に記載されている職員情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

【開示と考えられるものの具体例】

例) 医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分

【開示と考えられるものの具体例】

例) 文書に付された職名

(2) 法第5条第1号の2関係

個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しく

は同条第2項に規定する個人識別符号

2 法人等情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

【不開示と考えられるものの具体例】

例1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ等

例2) 工事請負者施工成績一覧

ロ 本法人の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【不開示と考えられるものの具体例】

例) 企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの

〔ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。〕

3 審議検討等情報（法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【不開示と考えられるものの具体例】

例1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

例2) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録

例3) 人事選考（採用、昇任等）の記録

例4) 入試制度改革素案（出題科目変更案等）

例5) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書など）

例6) 機種選定や仕様策定に係る検討記録

4 事務又は事業支障情報（法第5条第4号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

【不開示と考えられるものの具体例】

例1) 麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い、保管に関する情報

例2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティー関係情報

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

【不開示と考えられるものの具体例】

例1) 入学試験等の出題者名簿

例2) 入試制度改革関係資料

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

【不開示と考えられるものの具体例】

例1) 入札前の予定価格、積算内訳書

例2) 大学が当事者となっている訴訟に関する資料

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

【不開示と考えられるものの具体例】

例) 科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの、又は不採択のもの

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

【不開示と考えられるものの具体例】

例 1) 人事異動原案

例 2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料

例 3) 勤務評定関係記録

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成28年8月2日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年5月30日から実施する。

附 則

この基準は、令和5年3月7日から実施する。